

○国立大学法人秋田大学みらい創造基金修学支援事業寄附金細則

(平成28年9月1日学長裁定第284号)

改正 令和4年3月31日一部改正 令和6年6月17日一部改正
令和6年9月19日一部改正

(設置)

第1条 国立大学法人秋田大学みらい創造基金規程第4条第2項の規定に基づく特定基金として、修学支援事業寄附金を置く。

(目的)

第2条 修学支援事業寄附金は、経済的な理由により修学が困難な学生に対する支援を目的とする。

(事業)

第3条 修学支援事業寄附金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
- (2) 学資を貸与または給付するもの
- (3) 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの
- (4) 本学の規程等で定めることにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担するもの
- (5) 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料の減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業
- (6) 個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であって、障害のある学生等に対するもの

(管理)

第4条 修学支援事業寄附金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

(寄附金の使途の変更の禁止)

第5条 修学支援事業寄附金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

2 修学支援事業寄附金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還された場合にあっては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業寄附金に帰属するものとしなければならない。

(事務)

第6条 修学支援事業寄附金の事務は、広報課が業務内容に応じて、関係部署と連携して行う。

(補則)

第7条 この細則に定めるもののほか、修学支援事業寄附金の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成28年9月1日から実施する。

附 則(令和4年3月31日一部改正)

この細則は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和6年6月17日一部改正)

この細則は、令和6年7月1日から実施する。

附 則(令和6年9月19日一部改正)

この細則は、令和6年9月19日から実施する。